## 1 趣旨

和歌山県中核産業人材確保強化のための奨学金返還助成制度(以下「本制度」という。)に参画する企業の募集については、この要領の定めるところとする。

## 2 対象企業の要件

対象企業は、次の全ての要件を満たし、本制度の趣旨に賛同し協力する企業とする。

- (1) 研究開発職、技術職の担い手となる中核人材の採用を予定している「農業・林業」、「漁業」、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「ドラッグストア・医薬品小売業・調剤薬局」、「自然科学研究所」に属する事業を営む企業で、次のいずれかの要件を満たす企業
  - ア 和歌山県内(以下「県内」という。)に主たる事業所を有する企業
  - イ 本制度の対象となる者(以下「交付対象者」という。)を県内の事業所等で勤務させることを条件に採用する企業
- (2) 次に該当しないこと。
  - ア 和歌山県暴力団排除条例第2条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な 関係を有する企業
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2号 第1項若しくは第5項に規定する営業を行う企業又はこれらの営業の全部若しくは一部 を受託する企業
  - ウ 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険及び厚生年金保険に加入する義務が あるにもかかわらず加入していない企業
  - エ 労働関係法令に違反している企業
  - オ 本制度の信頼を損なうおそれがあると認められる企業

## 3 参画の要件

本制度に参画するための要件は次のとおりとする。

- (1) 対象企業は、自社のホームページ及び広報物を活用し、本制度について学生への周知に努めること。
- (2) 対象企業は、交付対象者に本制度の認定の有無について確認しないこと。
- (3) 対象企業は、交付対象者が大学等在学中に、インターンシップ又は企業説明会に参加した者又は参加を予定している者であるという要件があることを踏まえ、企業研究を行う機会を設けること。
- (4) 対象企業は、交付対象者の採用予定人数の枠(以下「採用予定人数枠」という。)を設定し、その枠に達するまで、必ず本制度を適用すること。この場合において、採用予定人数枠を超えた採用を行うことを妨げるものではないこと。
- (5) 対象企業は、交付対象者が就職後に県に提出する状況報告及び助成金交付申請に必要な在職証明書を発行すること。
- (6) 対象企業は、交付対象者を採用し3年間継続して雇用したときは、奨学金返還助成金の2分の 1に相当する額(1人当たり最大50万円)を県に支払うこと。
- (7) 採用予定人数枠を超えた採用を行った場合には、(6)の要件に従うこととし、それができない場合には、交付対象者全員の同意を得ること。

## 4 参画の申込み

本制度の趣旨に賛同し、協力を希望する企業は、参画申込書(様式第1号)を県に提出するものとする。